

横須賀市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱

（総則）

第1条 幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）が、多様な保育需要に対応し、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的に実施する幼稚園型一時預かり事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものをいう。
- （2）認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園であって、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものをいう。
- （3）幼稚園型一時預かり事業 法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、幼稚園等が、在籍している園児（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に限る。ただし、法第28条第1項第1号又は第3号の特例施設型給付費の対象となった子どもを含む。以下「在籍園児」という。）を主たる対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において実施するものをいう。
- （4）長期休業期間 幼稚園等が個別に定める学年始、夏季、冬季及び学年末の長期休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。
 - ア 日曜日、土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を申請することができるものは、次の各号のいずれにも該当する幼稚園等とする。ただし、市外の幼稚園等にあつては、当該幼稚園等を所管する地方公共団体が、幼稚園型一時預かり事業の実施の届出を受けた幼稚園等とする。

（1）市が幼稚園型一時預かり事業の実施の届出を受けた幼稚園等であること。

（2）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）

第36条の35第2号イ、ニ及びホに規定する設備及び教育・保育の基準を満たしていること。

（3）省令第36条の35第2号ロ及びハの規定により、園児の年齢及び人数に応じて当該園児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を2人以上配置していること。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者を含む。以下同じ。）又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる園児の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。

（4）教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を2分の1以上（当分の間、3分の1以上とすることができる。）配置し、かつ、保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者は、次に掲げる者のうち、幼稚園型一時預かり事業の実施の届出を受けた市町村が適切と認めたものであること。

ア 研修を修了した者（次号イに掲げる研修については、令和7年3月31日までの間に修了した者に限る。）

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生のうち、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市長が認めるもの

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第

4 項の規定により免許状が失効した者を除く。)

(5) 前号アに規定する研修は、次に掲げるものとする。

ア 子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号、こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）の別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める一時預かり事業又は地域型保育の専門研修

イ 家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

(6) 第4号イからエまでに掲げる者を配置する場合は、これらの者に対し、園内研修を定期的実施するなど、一時預かり事業に従事する上で必要な知識、技術等を十分に身に付けさせること。

（補助対象園児）

第4条 補助金の対象となる園児は、幼稚園型一時預かり事業を利用する在籍園児で、横須賀市内に住所を有する園児とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該幼稚園等が、省令第36条の35第1号の基準を満たし、かつ、一般型一時預かり事業（同号に規定する「一般型一時預かり事業」をいう。）の実施に至らない人数について主として保育所又は幼稚園等に在籍し、又は通所していない園児（以下「非在籍園児」という。）を対象に幼稚園型一時預かりと併せて実施する場合は、当該園児のうち横須賀市内に住所を有するものを補助金の対象とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を合算した額とし、年額10,223,000円を限度とする。ただし、市外の幼稚園等に対する補助金の額は、当該幼稚園等を所管する地方公共団体が算出する補助単価を基に当該地方公共団体と調整し、別に定めるものとする。

(1) 在籍園児 別表第1のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める園児1人当たりの日額に基づき算出した額の合計額にオ及びカに定める額を加算した額

(2) 非在籍園児 別表第2のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める園児1人当たりの日額に基づき算出した額の合計額

(3) 次に掲げるいずれかに該当する特別な支援を要する園児 園児1人当た

り日額 平日4,000円、長期休業日8,000円、休日8,000円に基づき算出した額の合計額（補助対象者において省令第36条の35第2号ロ及びハ並びに第3条第3号及び第4号に掲げる職員配置基準以上に教育・保育従事者を配置している場合に限る。）

ア 教育時間内において特別な支援を要するとして、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（令和6年4月25日こ成保第261号・6文科初第298号、こども家庭庁成育局長・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）の別紙多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業において補助の対象となっている園児

イ 次に掲げるいずれかに該当する園児

（ア）私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱（平成11年5月21日文部大臣裁定）第2条第2項に規定された事業（神奈川県外の私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいう。）の設置者が行う事業とする。）において補助の対象となっている園児

（イ）私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱（昭和54年4月1日神奈川県制定）の規定により補助の対象となっている園児

（ウ）横須賀市私立幼稚園等障害児等教育費補助金交付要綱（昭和56年4月1日制定）の規定により補助の対象となっている園児

（エ）補助金の交付申請を行う年度の5月1日以降に補助の対象となる園児と同等であることが認められる園児

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2章の規定による特別児童扶養手当を受給するものが監護し、または養育する園児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者福祉手帳を所持する園児、又は医学上若しくは心理学上の判定若しくは意見により障害を有すると認められる園児

（実績報告）

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象園児の利用状況等がわかる書類
 - (4) その他市長が必要と認めた書類
- (関係書類の保存期間)

第7条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分				補助金額
ア	基本分	平日	年間延べ利用園児数が 2,000 人を超える施設	円 440
			年間延べ利用園児数が 2,000 人以下の施設	(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用園児数) - 400円
		長期休業日 (8 時間未満)		440
		長期休業日 (8 時間以上)		880
イ	休日分			800
ウ	長時間加算基本分 (長期休業日 (8 時間未満) に限る。)	利用時間が 2 時間未満		100
		利用時間が 2 時間以上 3 時間未満		200
		利用時間が 3 時間以上		300
エ	長時間加算基本分 (長期休業日 (8 時間未満) を除く。) 及び休日分	利用時間が 2 時間未満		150
		利用時間が 2 時間以上 3 時間未満		300
		利用時間が 3 時間以上		450

オ	保育体制充実加算 (ア) 平日及び長期休業期間のいずれにおいても11時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 (イ) 平日及び長期休業期間のいずれにおいても9時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上 of 預かりを実施していること。 (ウ) 年間延べ利用児童数が 2,000人を超える施設であること。 (エ) 教育・保育従事者のすべてを保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とし、人数を2人以上とすること。 (オ) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2人を下回ることがないこと。	区分の(ア) 又は (イ) のいずれかを満たした上で、 (ウ) 及び (エ) のいずれにも該当するとき。 2,892,400 区分の(ア) 又は (イ) のいずれかを満たした上で、 (ウ) 及び (オ) のいずれにも該当するとき。 1,446,200
カ	就労支援型施設加算（事務経費） 次に掲げる要件のいずれにも該当するとき。 (ア) 平日及び長期休業期間のいずれにおいても8時間以上（平日にあつては教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 (イ) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設となっていること。 (ウ) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。	1,383,200円 ((ウ) における配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6月に満たない場合には、691,600円）

備考

- 1 基本分は、幼稚園型一時預かり事業を次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間の範囲内で利用した場合に支給する。
 - (1) 平日 教育時間前後に4時間又は教育時間との合計時間が8時間
 - (2) 長期休業日（8時間未満） 4時間又は教育時間との合計時間が8時間
 - (3) 長期休業日（8時間以上） 8時間
- 2 休日分は、幼稚園型一時預かり事業を園児1人が土曜日、日曜日又は休日の1日当たり、8時間の範囲内で利用した場合に支給する。
- 3 長時間加算基本分は、幼稚園型一時預かり事業を第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を超えて利用した場合に支給する。
- 4 長時間加算休日分は、幼稚園型一時預かり事業を園児1人が土曜日、日曜日又は休日の1日当たり、8時間を超えて利用した場合に支給する。
- 5 補助金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分			補助金額
ア	基本分		円 800
イ	長時間 加 算 基本分	利用時間が 2 時間未満	150
		利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	300
		利用時間が 3 時間以上	450

備考

- 1 基本分は、幼稚園型一時預かり事業を園児 1 人が 1 日当たり、8 時間の範囲内で利用した場合に支給する。
- 2 長時間加算基本分は、幼稚園型一時預かり事業を園児 1 人が 1 日当たり、8 時間を超えて利用した場合に支給する。